

平成 年 月 日

## 独立生計者の家計収支状況

次のいずれにも該当する者については、独立生計者として認定することができます。

独立生計者として認められる場合、学生本人(配偶者含む)の世帯の家計状況により判定します。

- ①所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養親族となっていない者
- ②父母と別居している者
- ③本人または配偶者に、独立した家計を営むに十分な収入(例. 給与収入が103万円を超えている)が継続してあり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書により確認できること。

学類・研究科名 .....

入学年度 .....

学籍番号  
(新生は記入不要) .....

氏 名 .....

### 1カ月の収支状況(見積り)

#### 収入

奨学金名( ) その他( )  
.....円 .....

給与収入 .....

合計 .....

#### 支出

食費 .....

居住費 .....

交通費 .....

光熱水道費 .....

書籍・学用品費 .....

通信・電話費 .....

教養娯楽費 .....

雑費 .....

合計 .....